

平成 28 年度

# 定期監査(後期)結果報告

総 務 部 総 務 課

市民生活部 高齢障害課

田 川 市 監 査 委 員

田 監 第 11 号

平成 29 年 5 月 12 日

田 川 市 議 会 議 長 梅 林 史 殿

田 川 市 長 二 場 公 人 殿

田川市監査委員 丸 谷 芳 昭

田川市監査委員 陸 田 孝 則

定期監査（後期）結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので提出します。

## 目 次

総務部 総務課 .....	2
市民生活部 高齢障害課 .....	11

## 1 監査の対象

総務部 総務課

市民生活部 高齢障害課

## 2 監査の範囲

平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月末日までの財務等に関する事務の執行

## 3 監査の期間

平成 29 年 1 月 10 日から平成 29 年 3 月 29 日まで

## 4 監査の方法

平成 28 年 4 月 1 日から同年 12 月末日まで（一部平成 27 年度を対象）の財務等に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、事前に監査資料の提出を求め関係文書等を検査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取する方法で実施した。

## 5 監査の結果

事務執行の一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後十分研さんされ、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、監査の結果の各事項は次のとおりである。

## 総務部 総務課

### 1 事務の概要

#### (1)総務法制係

事務事業	主な概要
1 議会及び行政一般に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市の儀式及び式典に関すること。</li> <li>② 市議会の招集及び議案その他議会に関すること。</li> <li>③ 条例、規則その他法制に関すること。</li> <li>④ 公告式及び令達に関すること。</li> <li>⑤ 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。</li> <li>⑥ 田川市行政不服審査会に関すること。</li> <li>⑦ 文書の保存及び廃棄に関すること。</li> <li>⑧ 田川市住居表示審査会に関すること。</li> <li>⑨ 田川市政治倫理審査会に関すること。</li> <li>⑩ 庁内の電話交換業務に関すること。</li> </ul>

#### (2)人事係

事務事業	主な概要
1 職員給与管理事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人事給与システムの運用に関すること。</li> <li>② 職員給料の決定に関すること。</li> <li>③ 人事給与制度の整備に関すること。</li> <li>④ 職員の勤務時間等管理に関すること。</li> <li>⑤ 職員の出張旅費に関すること。</li> <li>⑥ 特別職報酬審議会に関すること。</li> </ul>
2 人事評価制度事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人事評価制度条件整備等に関すること。</li> </ul>
3 職員研修・人材育成基本策定事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種研修、自主研究等に関すること。</li> <li>② メンター制度に関すること。</li> <li>③ 人材育成基本方針の策定に関すること。</li> </ul>
4 給与支給事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員給与の支給、各種引き去り、年末調整等に関すること。</li> <li>② 遺族扶助金の支給に関すること。</li> </ul>
5 人事関係事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員の任免・身分及び賞罰に関すること。</li> <li>② 田川市政治倫理審査会に関すること。</li> <li>③ 労使交渉に関すること。</li> <li>④ 障害者雇用にかかる事務に関すること。</li> <li>⑤ 職員の接遇に関すること。</li> </ul>
6 人事採用・任用等に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人事異動に関すること。</li> <li>② 職員の配置及び定員適正化に関すること。</li> <li>③ 組織の機構改革に関すること。</li> <li>④ 再任用職員、臨時・嘱託職員に関すること。</li> <li>⑤ 職員派遣に関すること。</li> </ul>
7 職員福利厚生事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福岡県市町村職員共済組合に関すること。</li> <li>② 田川市役所厚生会に関すること。</li> </ul>

	③ 公務災害補償に関すること。
8 職員安全衛生管理事務	① 特定事業主行動計画に関すること。 ② 健康診断の実施に関すること。 ③ 安全衛生管理協議会に関すること。 ④ 休職者の病状把握及び職場復帰等に関すること。 ⑤ メンタルヘルス相談に関すること。

(3)情報推進係

事務事業	主な概要
1 情報システムの運用等に関する事務	① 情報政策の企画及び調整に関すること。 ② 地域及び行政の情報化の推進に関すること。 ③ 所管する情報システム及び情報システムネットワークの運用管理に関すること。 ④ たがわ情報センターの管理及び運営に関すること。 ⑤ 通信に関すること。

2 職員の配置状況（平成 29 年 1 月 1 日現在）【合計人数 18 人】

（単位：人）

	課長	課長補佐	係長	事務主査	主任	主事	嘱託職員	臨時職員	計
総務課	1	1							2
総務法制係			1		1	1			3
人事係			1	1	2	2	1	1	8
情報推進係			1			3			4
計	正規職員 15名 (88.2%)						嘱託職員等 2名 (11.8%)		17

3 予算の執行状況（平成 28 年 12 月 31 日現在）

※財務会計システム「予算執行状況表」より作成

(1)総務法制係

歳入

（単位：円、%）

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
								対予算	対調定
19	04	02	雑入	70,000	48,361	48,361	0	69.09	100.00
			会計合計	70,000	48,361	48,361	0	69.09	100.00

歳出

（単位：円、%）

款	項	目	名称	予算現額	支出負担行為 済額	予算残額	執行率
02	01	01	一般管理費	16,384,240	10,179,468	6,204,772	62.13
02	01	02	文書広報費	50,000	0	50,000	0.00
			会計合計	16,434,240	10,179,468	6,254,772	61.94

## (2)人事係

歳入

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
								対予算	対調定
19	04	02	雑入	54,016,000	2,092,384	2,092,384	0	3.87	100.00
			会計合計	54,016,000	2,092,384	2,092,384	0	3.87	100.00

歳出

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担行為 済額	予算残額	執行率
2	1	1	一般管理費	27,543,000	17,312,064	10,230,936	62.85
2	1	9	恩給及び退職年金費	792,000	792,000	0	100.00
			会計合計	28,335,000	18,104,064	10,230,936	63.89

## (3)情報推進係

歳入

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
								対予算	対調定
13	02	01	総務費国庫補助金	6,028,000	0	0	0	0.00	0.00
19	04	02	雑入	19,314,000	0	0	0	0.00	0.00
			会計合計	25,342,000	0	0	0	0.00	0.00

歳出

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担行為 済額	予算残額	執行率
02	01	01	一般管理費	2,594,000	0	2,594,000	0.00
02	01	07	情報化推進費	219,227,000	208,327,394	10,899,606	95.03
			会計合計	221,821,000	208,327,394	13,493,606	93.92

## 4 監査結果と指摘事項等

### (1) 資金前渡事務について

監査対象期間中の資金前渡事務について、提出された資料によりその精算手続について検査した結果、資金前渡の精算は定められた期間内に行われ、適正な事務処理であった。

### (2) 契約事務について

監査対象期間中に締結した契約のうち19件を抽出して検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
自動更新条項について（電話交換業務委託契約）	単年度契約している業務委託で、契約書に自動更新条項を定めているものがあった。	地方自治法第 233 条の 3 「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」	指摘 適切な事務処理を行われたい。
記名押印について（リサイクルトナーの購入ほか 2 件）	見積書を請書に代える場合の業者の記名押印のないものがあった。	田川市契約事務規則第 32 条第 2 項「契約書の作成を省略する場合には、請書を徴さなければならない。ただし、随意契約の場合は、その設計書、見積書等に契約金額、かし担保期間、履行期限及び契約年月日を記入し、記名押印してこれを請書に代えることができる。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。
契約保証金の免除について（再任用職員、嘱託職員及び臨時職員の総合健診業務委託）	契約保証金の免除規定の引用条項が該当しなかった。（財西日本産業衛生会は公共的団体等ではない）	同規則第 27 条「…ただし、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。…(7) 国若しくは他の地方公共団体と契約を締結するとき又は公共的団体等と随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。」	指摘 適切な事務処理を行われたい。

### (3) 出張復命書について

監査対象期間中の出張復命書を 15 件抽出して検査した結果、作成された復命書については、田川市文書規程第 49 条の規定に基づき遅滞なく作成され、いずれも概要あるいは所感等が記載されていた。（前回の定期監査での指摘事項）

なお、田川市職員研修所規則第 5 条第 1 項において、市長が職員に対して研修を受けることを命ずることとなっているが、職員研修所予算の研修に参加した場合は、市長に対しての復命は行われておらず、職員研修所長（副市長）に対して、研修終了後 7 日以内に研修報告書を提出することとなっている。この復命の方法について、下記のとおり改善が必要なものがあった。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
復命の方法について	研修所予算の研修に参加した場合の復命の方法が規定に沿った取扱いがされていない。	田川市文書規程第 49 条 「職員が出張先から帰庁したときは、速やかに、出張復命書を市長に提出しなければならない。」、田川市事務決裁規程別表第 2 共通決裁事項(人事に関する事項)「3(1)研修の復命を	指摘 規定の整備をするか、規定に沿った取扱いに改められたい。



		受けること。職員研修所予算によるものの指定合議先…総務課長」	
--	--	--------------------------------	--

(4) 委託料の支出状況について

監査対象期間中に締結した委託契約のうち、12件について検査した結果、委託内容は適切で、委託内容の履行確認も業務報告書等で確認するなど適正に行われていたが、一部改善を要するものがあった。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
業務の履行確認について (電話交換業務委託契約)	派遣先から提出された就業状況の報告書を派遣先責任者である課長が確認していなかった。	基本契約書第18条「派遣先責任者は、派遣された派遣労働者の就労時間等について、毎月末に、1か月分を取りまとめ、その結果を派遣責任者に対して通知するものとする。」	指摘  履行確認は検査員である課長の責務であるので、適正な事務に改められたい。

(5) 財産管理事務について

ア 備品の管理状況

備品管理簿等は、田川市財務規則第58条第2項の規定により電子情報として登録されている。平成25年9月（平成25年度の行政監査「備品の管理状況について」の対象期間以降）～平成28年12月に購入した本課所管の備品について検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
備品の登録について	①備品登録手続きをしていないものがあった。 (人員配置盤3枚) ②取得価格が10万円以上の登録備品で、重要備品として登録していないものがあった。(パソコン5台、サーバラック、プロジェクター)	田川市財務規則第39条第2項「…備品のうち、1品又は1組の取得価格が10万円以上のものは、重要備品とする。」、第41条第1項「物品管理者は、備品一覧及び異動備品一覧表を備えて備品の状況を明らかにしなければならない。」、第58条第2項「この規則に規定する帳票等のうち、次の各号に掲げるものについては、電子情報として登録し、及び調製するものとする。(1)第41条第1項に規定する備品管理簿等」	指摘  規定に沿った事務処理を行われたい。

イ 郵便切手の管理状況について

郵便切手の管理状況について検査した結果、受払簿は備えられていたが、郵便切手の合計金額を頁ごとに記入するようになってきているものの、郵便切手の種類ごとの残数の記入欄がないため、実数との照合ができなかった。改善が必要なものは以下のとおりがありました。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
郵便切手の受払簿について	受払簿に郵便切手の種類ごとの残数の記入欄がないため、実数との照合ができなかった。	切手は金券であり、換金性があるため、金銭と同様の管理をしなければならない。	指摘 適正な管理ができるように受払簿の様式を改められたい。

(6) 負担金、補助及び交付金の支出状況について

監査対象期間中に行われた負担金、補助及び交付金の支出状況について検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。(一部前年度を対象とした。)

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
交付申請について(厚生会交付金)	①厚生会の交付申請書が提出されていなかった。 (平成25年度行政監査(補助金等の交付事務について)の指摘事項) ②事業報告書の提出が遅延していた。	田川市職員の福利厚生制度に関する条例施行規則第4条「厚生会は、条例第3条第2項の規定に基づき、必要な資金の交付を受けようとする場合には、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。」、第5条「厚生会は、毎年6月までに前年度の事業報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。

(7) 指定管理者制度について

当課では、公の施設である「たがわ情報センター」を指定管理者として(株)クリエイティブジャパンに、使用許可を含む施設の管理を行わせている。指定管理者からの事業報告は定められた期間内に提出され、本課による四半期ごとの定期的な業務遂行確認も行われており、適正な事務処理であった。

なお、本施設においては、本年3月31日で指定期間が終了するため、田川市指定管理者選定委員会における審議結果を踏まえ、指定管理者の候補者を決定し、平成28年12月の田川市議会の議決を経て、引き続き(株)クリエイティブジャパンを指定管理者に指定している。

(8) 前回の行政監査（職員の人材育成について）における検討事項の進捗状況について

昨年度の行政監査において、監査委員から指摘等があった項目についての進捗状況は以下のとおりである。

No.	指摘事項	進捗状況
1	視察研修を実施している部署に限られていた。マネジメントの一環として積極的に活用すべき。	人材育成基本方針に基づく実施計画の中で整理を行う。
2	職場研修を実施していない部署があった。職場研修を積極的に推進するよう要望する。	・研修ツール（DVD教材等）の充実を図った。 ・職場研修を含めたOJTについて、人材育成実施計画で定める予定。
3	専門研修を全く実施していない部署があった。専門研修の積極的推進を図りたい。	・研修の案内等は随時各部署へ周知している。 ・部課長を対象にマネジメント能力向上のための管理職研修を実施。
4	建設技術専門職員の研修の参加状況にバラつきがあった。この研修を含め、スキルアップを図る専門研修を積極的な実施を要望する。	随時、関係部署へ情報提供を行い、原課のニーズに合わせ派遣済。
5	人材育成基本計画の取組の進捗管理が十分にできていなかったため、 ・今回の指摘事項等を十分考慮したうえで内容を精査し、計画改訂につなげること。 ・PDCAサイクルを活用した進捗管理を行ってほしい。 ・人事評価制度についての検証を行い、公平公正な制度運用を。	・庁内検討委員会で前計画の検証や人材育成上の課題等の検討を行っている。 ・今年度末に新たな基本方針、平成29年度には実施計画を策定する予定。
6	職場において職員の人材育成のための取組の工夫が欠けている部署があったので、職場マネジメントの一環として、実践的に取り組むよう要望する。	今年度末に策定予定の基本方針を基に実効性のある取組を平成29年度策定予定の実施計画に盛り込む予定。
7	メンター制度のマニュアルに所属長の評価の仕方が明記されていなかったため、評価方法のマニュアル化や総務課による指導が必要。 メンター制度について規則整備などにより全庁的に周知徹底させる工夫が必要。 新規採用職員を職場全体で育てていくような環境を整備することを要望する。	・全庁的に周知済。 ・メンター研修実施。 ・メンター指導を受けた新規採用職員に対するアンケート調査を今年度中に実施予定。
8	①ここ数年相当数の職員に対して短期間（1年以内）での人事異動が行われていた。②若手職員に対してジョブローテーションが徹底されているとは言えない状況である。 計画的な人事異動の実施を強く要望する。	・今年度の人事異動において、若手職員のうち採用後3年経過の職員を中心に異動を実施。 ・今後も採用後概ね10年程度はジョブローテーションにより計画的な育成を図りたい。
9	職員に占める管理職の割合（一般行政職）が県内各市に比べ、極めて高い状態にあり、各部署で人員不足を招く一因となっている恐れがあるため、組織体制の抜本的見直しについて要望する。	県内各市の状況も踏まえ、適正に管理していきたい。
10	女性の課長補佐が極めて少ない状況にあるため、将来を見据えた計画的な女性管理職の育成・登用が必要。	特定事業主行動計画の中で、女性管理職の目標値を設定している。

- ・人材育成基本方針もしくは人材育成実施計画によって整理を行うもの・・・1、2、5、6
- ・随時実施していくもので、今年度は実施済のもの・・・3、4、8
- ・実施予定のもの（一部実施済）・・・7
- ・今後の改善が見込めるもの・・・9、10

指摘した10項目の中には、上記のとおり、今後、人材育成基本方針等により整理が行われるものが4項目あるので、平成29年度策定の人材育成実施計画に盛り込み、着実に成果を上げてほしい。

また、No.9については、各市との比較においては管理職の捉え方が異なることが想定される（実際の職制と、給与上の処遇）ため、単純比較が難しい面があるが、少なくとも各部署での要員不足の一因とならないよう、継続して配慮を行っていただきたい。

さらに、No.10については、田川市特定事業主行動計画（平成28年3月）においては、「平成32年度末までに課長補佐以上の女性職員の割合を19%とする」ことが掲げられているため、現行の女性管理職の比率（約13.0%）を目標値に近づける努力を行ってほしい。

(9) 自主研修助成について

本市では、田川市職員通信教育等講座受講助成金交付要綱により、職員が自己啓発の高揚を図るために通信教育等の講座を受講した職員に対し、申請により助成金を交付することとしている。この要綱について、下記のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
助成額の表示内容について	田川市職員通信教育等講座受講助成金交付要綱に助成率が明記されていなかった。	田川市職員通信教育等講座受講助成金交付要綱第4条「助成金は…講座等に要した経費の5万円を上限とする。」、平成28年6月16日付田総人第269号「『自主研究グループ活動及び通信教育等講座受講の助成について』(2)イ助成概要助成額…講座受講費の1/2(5万円を限度)」	指摘 実情に沿った規定の整備を検討されたい。

(10) 田川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の講評に関し、必要な事項を定めたものである。この規定に基づき、毎年12月末までに報告事項について、告示や広報誌及びホームページで公表を行っているが、下記のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
公表すべき報告事項について	条例で定めている報告事項の中で、職員の任免状況について公表が行われていなかった。	田川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条「…任命権者が報告しなければならない事項は、職員に係る次の事項とする。(1)職員の任免及び職員数に関する状況」	指摘 規定に沿った事務処理に改められたい。

(11) 文書規程の運用及び文書の取扱いについて

本市における文書の取扱いについては、田川市文書規程により定められている。これについては、逐条解説として「文書規程の運用及び文書の取扱いについて」が当課において作成されているが、平成19年11月に作成されたものであるため、それ以降に改正された内容が反映されていなかった。現規程に沿った内容に変更することを要望する。

(12) 課のマネジメントについて

職場人権研修の取組が、平成 27 年度 0 回、平成 28 年度 1 回と極めて低調な状況であり（平成 27 年度は部として 1 回開催あり、平成 28 年度は調査時点）、庁内各課をリードしていく立場としては如何と思われる。

人権問題と接遇の向上は密接不可分のものであり、これらについて他課の模範となるためにも、より積極的な実施を求めたい。

## 市民生活部 高齢障害課

### 1 事務の概要

#### (1)高齢介護係

事務事業	主な概要
1 高齢者保健福祉推進に関する事務	① 施設福祉に関すること。 ② 在宅福祉に関すること。 ③ 生きがい対策事業に関すること。 ④ 社会参加事業に関すること。 ⑤ 長寿祝い事業に関すること。 ⑥ 田川市高齢者等保健福祉基金に関すること。
2 介護保険事業に関する事務	① 介護保険の届出、申請の受付に関すること。 ② 介護保険料の徴収に関すること。 ③ 福岡県介護保険広域連合との連絡調整に関すること。
3 田川市総合福祉センターに関する事務	① 田川市総合福祉センターの管理及び運営に関すること。
4 田川市社会福祉協議会に関する事務	① 田川市社会福祉協議会補助金交付に関すること。
5 田川地区シルバー人材センターに関する事務	① 田川地区シルバー人材センター補助金交付に関すること。

#### (2)地域包括支援センター

事務事業	主な概要
1 包括的支援事業に関する事務	① 総合相談支援に関すること。 ② 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。 ③ 在宅医療・介護連携推進に関すること。 ④ 認知症施策推進に関すること。
2 指定介護予防支援事業に関する事務	① 介護予防サービス計画作成業務に関すること。 ② 介護報酬請求業務に関すること。

#### (3)障害者支援係

事務事業	主な概要
1 地域生活支援事業に関する事務	① 日常生活用具給付に関すること。 ② 日中一時支援に関すること。 ③ 移動支援に関すること。 ④ 社会参加促進に関すること。
2 障害者福祉サービス給付に関する事務	① 障害者の区分認定調査に関すること。 ② 障害者支援区分認定審査会に関すること。
3 障害者手帳に関する事務	① 身体、知的、精神障害者手帳の交付に関すること。
4 手当支給に関する事務	① 障害児福祉手当、特別障害者手当等支給に関すること。
5 補装具給付に関する事務	① 補装具購入・修理の給付決定に関すること。

2 職員の配置状況（平成 29 年 1 月 1 日現在）【合計人数 55 人】

（単位：人）

	課長	課長補佐	係長	主任	主事	再任用職員	嘱託職員	臨時職員	派遣職員	計
高齢障害課	1	2								3
高齢介護係			(1)	3	1		1	2		7
包括支援センター			(1)		2	1	29	2	1	35
障害者支援係			1	1	2		6			10
計	正規職員 13名 (23.6%)					臨時職員等 42名 (76.4%)				55

※（ ）は課長補佐の兼務

3 予算の執行状況（平成 28 年 12 月 31 日現在）

※財務会計システム「予算執行状況表」より作成

(1)高齢介護係

歳入

（単位：円、%）

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
								対予算	対調定
11	01	01	民生費負担金	25,802,000	19,427,725	17,426,225	2,001,500	67.54	89.70
13	02	02	民生費国庫補助金	2,777,000	0	0	0	0.00	0.00
14	02	01	民生費県補助金	3,791,000	1,880,000	1,880,000	0	49.59	100.00
15	01	01	財産貸付収入	610,000	610,660	610,660	0	100.11	100.00
17	01	04	高齢者福祉基金繰入金	3,335,000	0	0	0	0.00	0.00
19	04	02	雑入	105,806,000	20,751,463	20,751,463	0	19.61	100.00
			会計合計	142,121,000	42,669,848	40,668,348	2,001,500	28.62	95.31

歳出

（単位：円、%）

款	項	目	名称	予算現額	支出負担行為済額	予算残額	執行率
02	01	18	諸費	463,000	0	463,000	0.00
03	01	01	社会福祉総務費	3,793,000	0	3,793,000	0.00
03	01	02	高齢者福祉費	134,411,620	87,857,737	46,553,883	65.36
03	01	05	介護保険費	933,398,000	921,661,295	11,736,705	98.74
03	01	07	社会福祉施設費	20,153,000	20,153,000	0	100.00
			会計合計	1,092,218,620	1,029,672,032	62,546,588	94.27

## (2)地域包括支援センター

歳入

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
								対予算	対調定
14	02	01	民生費県補助金	7,576,000	0	0	0	0.00	0.00
19	04	02	雑入	75,955,000	79,645,685	79,645,685	0	104.86	100.00
			会計合計	83,531,000	79,645,685	79,645,685	0	95.35	100.00

歳出

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担行為 済額	予算残額	執行率
03	01	05	介護保険費	136,257,000	19,507,826	116,749,174	14.32
			会計合計	136,257,000	19,507,826	116,749,174	14.32

## (3)障害者支援係

歳入

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
								対予算	対調定
11	01	01	民生費負担金	218,000	44,300	44,300	0	20.32	100.00
13	01	01	民生費国庫負担金	686,087,000	597,462,381	474,139,253	123,323,128	69.11	79.36
13	02	02	民生費国庫補助金	21,506,000	0	0	0	0.00	0.00
14	01	01	民生費県負担金	335,580,000	239,502,178	119,751,089	119,751,089	35.68	50.00
14	01	04	県事務委譲交付金	138,000	0	0	0	0.00	0.00
14	02	01	民生費県補助金	10,323,000	0	0	0	0.00	0.00
19	04	02	雑入	0	8,402	8,402	0	0.00	100.00
			会計合計	1,053,852,000	837,017,261	593,943,044	243,074,217	56.36	70.96

歳出

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担行為 済額	予算残額	執行率
02	01	18	諸費	64,374,000	0	64,374,000	0.00
03	01	01	社会福祉総務費	1,858,000	0	1,858,000	0.00
03	01	03	障害者福祉費	1,430,306,825	953,445,597	476,861,228	66.66
			会計合計	1,496,538,825	953,445,597	543,093,228	63.71



#### 4 監査結果と指摘事項等

##### (1) 資金前渡事務について

監査対象期間中の資金前渡事務について、提出された資料によりその精算書を検査した結果、資金前渡の精算は定められた期間内に行われ、適正な事務処理であった。

##### (2) 契約事務について

監査対象期間中に締結した契約 42 件のうち 21 件を抽出して検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
予定価格について	予定価格が予算額を超えていた。 (田川市障がい者福祉基本計画[第 3 期]策定支援業務)	地方自治法第 232 条の 3 「普通地方公共団体の支出の原因となべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」	指摘 適切な事務処理を行われたい。

##### (3) 出張復命書について

監査対象期間中の出張復命書について検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
出張復命について	規定の様式で作成されていない復命書があつた。	田川市文書規程第 49 条 「職員が出張先から帰庁したときは、速やかに、出張復命書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。ただし、主管課長が口頭による復命を認めた場合は、この限りではない。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。

(4) 委託料の支出状況について

監査対象期間中に締結した委託契約を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
委託業務の完了について	委託期間内に業務が完了していなかった。 (田川市手話講習会[入門編]委託契約)	田川市手話講習会[入門編]委託契約書第5条 「この契約の有効期間は平成28年5月13日から平成28年9月30日までとする」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。
委託料の請求について	請求書の提出が遅延しているものがあつた。 (田川市訪問入浴サービス事業委託契約)	田川市訪問入浴サービス事業委託契約書第10条 「乙は、甲の指定する請求書により、毎月5日までに前月分の委託料を甲に請求するものとする。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。
委託料の支払について	委託料の請求及び支払が契約書の規定と違つていた。 (地域包括支援センター清掃業務委託契約)	建築物清掃管理業務委託請負契約書第12条 「乙は毎月末日までに契約金の支払を甲に請求し、甲は翌月末日までに支払うものとする。」	指摘 業務内容に沿つた規定に改善されたい。

(5) 財産管理について

ア 備品の管理状況

備品の管理事務について、本課所管の備品を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
備品の登録について	①備品登録していないものがあつた。 ②備品の管理換登録をしていないものがあつた。	田川市財務規則第40条 「管理する備品について異動が生じた場合は、備品異動申請書により会計管理者に通知しなければならない。」	指摘 規定に沿つた事務処理を行われたい

イ 行政財産の使用許可について

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産は、その用途又は目的を妨げない

限度においてその使用を許可することができる」とされている。この規定に基づき、田川市財務規則第30条により市長は行政財産の使用を許可することができる」とされている。

これらの行政財産使用許可について申請書等を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
行政財産使用許可の手續きについて	使用許可の手續きで部長決裁、財政課長合議がないものがあつた。 (電柱、カーブミラー)	田川市事務決裁規程別表第2共通決裁事項(財務に関する事項)「10(3)行政財産の目的外使用に関すること。1月以上の決裁権者は部長、指定合議先に財政課長	指摘 規定に沿つた事務処理を行われたい
	使用許可に関する文書(行政財産使用許可書)に契印による割印を行つていなかった。 (電柱、カーブミラー)	田川市文書規程第27条第1項「行政処分に関する文書その他特に重要な文書であるときは、契印で決裁文書と割印しなければならない	指摘 規定に沿つた事務処理を行われたい

#### ウ 普通財産の貸付けについて

普通財産の貸付け事務について申請書等を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
土地賃貸借契約書について	土地賃貸借契約書に遅延損害金に関する条項がなかった。 (一般財団法人 福岡県社会保険医療協会)	田川市財務規則第32条第4項「普通財産の貸付契約は、第31条第2項各号に掲げる条件に準じた事項を内容とするものとする。	指摘 規定に沿つた事務処理を行われたい。

#### (6) 基金の管理について

田川市財務規則第56条の規定により「課長等は、所管する基金について基金台帳(様式第34号)を備え、その状況を明らかにしておかなければならない。」となっている。基金の管理について検査した結果、適切な事務処理であつた。

(7) 公用車の運行管理について

「田川市車両管理規則」により、公用車の使用については、車両管理者のもとで適正に管理することが規定されているが、監査期間中の運転日誌を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
運行状況の報告について	①規定の運転日誌の様式が使用されていなかった。 ②車両管理者への報告を行っていなかった。	田川市車両管理規則第6条第1項「車両管理者は、車両ごとに運転日誌（様式第2号）を備え付け、運転者に記録させるものとする。 同条第3項「運転者は、車両を運行したときは、運行の状況を運転日誌に記録し、車両管理者に報告しなければならない。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。

(8) 負担金、補助及び交付金の支出状況について

監査対象期間中に支出された負担金、補助及び交付金について検査した結果、交付の手続きは適正な事務処理であつた。

(9) 指定管理者制度について

田川市総合福祉センターの指定管理者事業については、毎月の業務報告書の提出、モニタリングの実施等、適正な事務処理であつた。

(10) 市ホームページの活用について

本市においては、田川市ホームページ運営規程により、市ホームページを活用し迅速かつ的確な情報発信を積極的に行うようにしている。

市ホームページの活用状況を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
市ホームページの活用について	市ホームページに掲載されていない障害福祉サービスがあった。	田川市ホームページ運営規程第5条第4項「情報管理責任者は、所管事務の市ホームページを活用した情報提供に積極的に取り組み、情報は常に最新の内容を掲載するように努めなければならない。	指摘 積極的な市ホームページの活用を図られたい。

#### (11) 課のマネジメントについて

職場専門研修については、復命書による情報共有中心的なものに止まっている。「職員は職場で育つ」ことから、今後は、課長自らが問題提起を行って論議を深めるなど、より積極的な開催によって向学風土の醸成に努めてほしい。

また、職場人権研修の開催が、この2年間低調な状況である。人権問題と接遇は密接に関連していることから、特に窓口職場として、より積極的な実施を求めたい。